



國政研究會

(世界大戦争の初めに當り独逸に於ける)  
聯邦參議院ニ對スル戰時經濟的諸方策授權ニ付テ

昭和七年九月

中  
群馬県立図書館  
島文庫





(世界大戦争の初めに當り獨逸に於ける)  
 聯邦参議院に對する戰事經濟的  
 諸方策の授権に付て

昭和七年九月廿日提出

昭和七年九月廿日提出

6370

注意事項

- 資料は大切に扱います。
- 資料は転貸借はお断りします。
- 15日間の期限に必ず返して下さい。
- 資料を汚損または紛失した時は同一の資料又は相当代価を弁償していただきます。

群馬県立図書館  
 前橋市日吉町一丁目14-8  
 電話 (0272) 313008番

聯邦參議院に對する戰事經濟的諸方策の授權に付て

目録

頁

- 一 獨逸の戰時に於ける授權法 二一
- 二 授權法に依る聯邦參議院の命令 二一
- 三 授權法以外財政經濟關係の諸法律に於ける 二一
- 四 聯邦參議院に對する權限附與 二一
- 五 獨逸に於ける立法部の二大機關 二一
- 六 聯邦參議院の組織性質及職權 二一
- 七 聯邦參議院の立法權 二一
- 八 聯邦參議院の行政權 二一
- 九 聯邦參議院の司法權 二一

九 聯邦參議院の職制

一〇 聯邦參議院の委員會

一一 我國に於ける授權法の例

(參照)

(甲號) 聯邦參議院ニ對スル戰事經濟的諸方策ノ授權及

手形及小切手期間延長ニ關スル千九百十一年八月四日法律(所謂授權法)  
臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律

(乙號) 明治二十九年法律第六十三號

明治三十九年法律第三十一號

(丙號) 大正十年法律第三號

聯邦參議院に對する戰事經濟的諸方策の  
授權に付て

獨逸の戰時  
に於ける  
授權法

獨逸は千九百十四年八月一日宣戰の布告を為  
すや同年八月四日帝國議會の協賛を経て法律

を以て聯邦參議院に對し

現戰爭中經濟上の損害を除去する為に必要と認めら  
るる法律上の諸方策を制定する

の權限を附與した、世に所謂「授權法」がこれである(別  
紙甲號參照)

投権法に依  
る聯邦参議  
院の命令

前記投権法に依り聯邦参議院は法律に代るべ  
き経済上重要なる命令を發した其の一例を擧  
ぐれば尤の如きである

○金貨拂約束の無効に關する千九百十四年九月  
二十八日布告

聯邦参議院は千九百十四年八月四日投権法第三條に基  
き尤の命令を發布す

第一條 千九百十四年七月三十一日前に締結せられた  
る金貨拂の契約は更に規定する迄無効とす

第二條 本法は公布の日より之を施行す  
本令廢止の時期は帝國宰相之を定む

投票法以外財政経済  
関係の諸法律に於て  
る聯邦参議院に對  
する権限附典

右「投票法」の外財政経済に關する諸法律中  
には聯邦参議院に権限を附典せられたる  
ものが多い其の一例を舉ぐれば尤の如く

である

○臨時輸入集勵に關する千九百十四年八月四日

法律

第一條 聯邦参議院は戦争の繼續中穀物、米、莢豆、馬鈴薯、苜  
蓿、菁綠草及芻秣料理用野菜、家畜生肉及味付肉、食用ヘッド  
乾酪、鶏卵、水車製品、通常の麵麩類、エンジンオイル、ク其他  
の食糧品及奢侈品（罐詰を含む）及鑛油に對する

関税を免除することを得

第二條 前條に掲ぐる聯邦参議院の権限は本法施行の際  
獨逸関税免除区域又は保税倉庫に存在する商品に及は  
す

第三條 聯邦参議院は戦争の繼續中第一條に掲けたる商  
品に對する輸入の法律上の禁止又は制限の全部又は一  
部を廢止することを得

第四條 本法は公布の日より之を施行す

獨逸に於ける  
立法部の二大  
機關

四

獨逸に於ける立法部の二大機關は

聯邦參議院

代議院

である

代議院は獨逸帝國の人民全體を代表するものにして所  
謂帝國議會である

五

聯邦參議院の  
組織性質及  
職權

聯邦參議院は聯邦諸州の代表者の結合體に  
して一個の主權體の代表機關である

抑も獨逸の聯邦參議院は他の憲法上の政治機關に委せ  
られざる總ての職權を行用するを得るもので、理論上何  
等の職權と雖も聯邦參議院の管理に歸して不可あるものは  
ない故に聯邦參議院は他の政治機關を遺留したる一切の職  
權を收拾するの政治機關と云ふことゝ出来れば聯邦參  
議院は立法、行政、司法の三權を有するものである

聯邦參議院の立法権

聯邦參議院は其の立法権に於て帝國立法部の上院と見做すことゝ出来る、抑も聯邦參議院は其の院より代議院に送付すべき法案を發議するの権を有し、又總ての法律を有效ならしむるに必要なる承認権を有し、且つ又帝國の憲法若は他の法律に變動を及ぼすべき條約を訂結するに當りては必お聯邦參議院の協賛に待たなければならぬ

聯邦參議院議員は又代議院の議事に上れる議案に關し代議院に出でて各自の意見を演説するを得、而して其の意見は聯邦參議院議員の多數と一致せざる場合に於ても敢て妨くる所なきものである

聯邦參議院の行政権

聯邦參議院の行政権は一言を以て之を蔽ふべし、**「監督権」**である。凡そ帝國の行政事務に於ける缺點若くは必要の事柄は聯邦參議院之を按察し、他の政治機關にして此の缺點を匡救し、其の必要を充たす聯邦參議院自から此の缺點を匡救し、其の必要を充たすの處分を講ずる。聯邦參議院は又帝國政府某々の重要官吏を選擢するの権を有する、即ち會計検査院の吏員及帝國高等法院の吏員并びに監査員の吏員は聯邦參議院之を指名し、若くは選舉する、又帝國の恩給金を管理するの諸官吏及び帝國銀行の監督官は聯邦參議院の指名若くは選擇に出づるものとする。聯邦參議院は又直接



若くは間接に領事及び帝國法律の下に諸州が賦課する  
 関税及び他の租税に對し中央政府の監督を施すの任務  
 を有する監督官吏等を指名任命するの権を有する  
 聯邦參議院の行政権の中には皇帝が開戦を布告するに  
 は聯邦參議院の協賛を要すること（但し外寇侵入の場  
 合は例外にして此場合に於ては皇帝一人にして宣戦を  
 断行するを得）及び國會の開會中代議院を解散するに  
 は聯邦參議院の同意を要すること并びに之と同しく重  
 大なる他の政府の行為に承諾を與ふること等である

八

聯邦參議院の司法權

聯邦參議院の司法權は半ば其の帝國主要の行政評議會たるの資格より發生する。

即ち聯邦參議院が行政評議會として行動したる場合に於し、其の決議の多くは高等行政控訴院の判決と見做すべきものである。然りと雖も裁判所として聯邦參議院の法權は單に此に止まるに非ずして、行政上の問題の外種々の問題を審議するを得るものである、聯邦參議院は帝國內の或る州を認め其の義務を欠きたるものと爲し、之に對して執行の令狀を發するを命するを得る。

聯邦參議院は又各州法律の不完全あるより人民に對し  
 て正當の裁判を為し其の權義を保護する能はざる場合  
 に於て、最高の法廷と為るものである。是れ他あり、  
 聯邦參議院は斯かる場合に於て各州をして其の法律の  
 缺點を補ひ、訴訟人より正當の保護救済を與ふることを  
 命ずるを得るツラである。更に又聯邦參議院は公法の  
 點に於て各州相互の間に起れる爭議に關し控訴院と為  
 るものである。但し私法上の爭議は通常裁判所に於て  
 之を審判するは勿論である。

九

聯邦參議院の職制

帝國大宰相は聯邦參議院の議長にして普魯西王  
 の親任に出で、普魯西議員十七人の一員である。  
 而して議長が一方に於て議員を兼ねるは、獨逸憲法學  
 者の説に據るも其の聯邦參議院議長の職權を行用する  
 に必要ありとする所である。聯邦參議院に於て可否の  
 投票兩々相等しむ時は、大宰相即ち議長の投票に依り  
 最後の決定を為すものである。換言すれば普魯西議員  
 の投票を為したる方が勝を奏する譯である。

聯邦參議院の委員會

一〇

聯邦參議院は総て他の立法機關の慣例に遵ひ、特別委員會並に常任委員會を置き種々の事務を行けしめる。

我國に於ける授權法の例

一一

授權法に依り法律事項を命令の形式を以て規定するものは所謂法律に依る「委任命令」である。

此の委任命令は、我國の憲法上よりすれば

(1) 法律に於て其の大綱のみを定め其の細目は命令の規定に譲るが如き場合

(2) 法律に於て廣汎なる規定を命令に委したる場合

右の兩場合に於て(1)の場合に立法上の手段方法として差支なき(2)の場合に違憲ありとの説が多い。即ち

其の例としては明治二十九年法律第六十三號を以て命令(律令)を發する權限を臺灣總督に與めたる為違憲論が起

つて遂に明治三十九年限リ之を廢止したるが如きことがあつた  
 (別紙乙號参照) 而して右廢止後臺灣に於て特殊の事情に  
 因リ必要とする場合は法律を要する事項を臺灣総督の  
 命令を以て規定し得ることとなつた。但し其の規  
 定は臺灣に行はるゝ法律及勅令に違反することが出来  
 ないといふことを條件とする(別紙丙號参照)

(甲號)

聯邦參議院ニ對スル戰事經濟的諸方策ノ授權  
 及手形及小切手期間ノ延長ニ關スル千九百十四  
 年八月四日法律(所謂授權法)

第一條 戰爭ノ結果不可抗力ニヨリテ手形上ノ權利又ハ  
 小切手上ノ償還請求權ノ行使又ハ維持ニ必要ナル行為  
 ナ為スコト能ハサルトキハ其ノ法定期間ハ障害ノ去リ  
 タル後其ノ行為ヲ為スニ必要ナル期間丈ケ之ヲ延長ス  
 但シ障害ノ去リタル後ハトモ六業日ヲ經過スルコト  
 ナ要ス特ニ不可抗力ニ因ル障害ト認ムヘキモノ左ノ如  
 シ

一 行為ヲ為スヘキ地力敵ニ占領セラレタルトキ

但シ取引上必要ナル注意ヲ用ヰルトキハ其ノ行為

ヲ為シ得ル場合ハ此ノ限ニアラス

ニ 行為ヲ為スニ利用ス可キ通信機關ヲ正規ノ通信

ヲ許ササル程度ニ破壊セラレタルトキ

第二條 前條ノ規定ニ牴觸セサル限り右ノ期間ハ戰爭中

聯邦參議院ノ協賛ヲ經タル勅令ヲ以テ全國又ハ其ノ

一地方ニ對シ特定ノ期間丈ケ之ヲ延長スルコトヲ得

前項ノ規定ハ聯邦參議院ノ承諾ヲ要マサル程度ニ

於テ保護領ニモ亦之ヲ適用ス

◎ 第三條 聯邦參議院ハ現戰爭中經濟上ノ損害ヲ除去スル

為ニ必要ト認メラルル法律上ノ諸方策ヲ制定スルコト

ヲ得

是等ノ方策ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ若

シ議會ノ要求アルトキハ之ヲ廢止スルコトヲ要ス

第四條 本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス本法廢止ノ時期

ハ聯邦參議院ノ協賛ヲ經テ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(乙) 舞

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ關スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

内閣總理大臣臨時代理

樞密院議長伯爵黒田清隆

明治二十九年三月三十日

法律第六十三號 (官報三月三十日)

第一條 臺灣總督ハ其ノ管轄区域内ニ法律ノ效力ヲ有スル命令ヲ發スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ臺灣總督府評議會ノ議決ヲ取リ拓殖務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

臺灣總督府評議會ノ組織ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條第

一項ノ午續ヲ經スシテ直ニ第一條ノ命令ヲ發スルコト  
ヲ得

第四條 前條ニ依リ發シタル命令ハ發布後直ニ勅裁ヲ請  
ヒ且之ヲ臺灣總督府評議會ニ報告スヘシ

勅裁ヲ得サルトキハ總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ  
效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 現行ノ法律又ハ將來發布スル法律ニシテ其ノ全  
部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スルモノハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第六條 此ノ法律ハ施行ノ日ヨリ滿三箇年ヲ經タルトキ  
ハ其ノ效力ヲ失フモノトス

右有効期限は其後三回延期せられ  
明治三十九年法律第三十一号發布に依り消  
滅した

明治三十九年四月十日  
法律第三十一號(官報四月十日)  
臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ関  
スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十九年四月十日

内閣総理大臣 候爵 西園寺公望  
内務大臣 原 敬

法律第三十一號(官報四月十日)

第一條 臺灣ニ於テハ法律ヲ要スル事項ハ臺灣總督ノ命  
令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第二條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第三條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ直ニ第



27

一條ノ命令ヲ發スルコトヲ得  
 前項ノ命令ハ發布直後ニ勅裁ヲ請フヘシ若勅裁ヲ得サ  
 ズトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナ  
 キコトヲ公布スヘシ

第四條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スル  
 モノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 第一條ノ命令ハ第四條ニ依リ臺灣ニ施行シタル  
 法律及時ニ臺灣ニ施行スル目的ヲ以テ制定シタル法律  
 及勅令ニ違背スルコトヲ得ス

第六條 臺灣總督ノ發シタル律令ハ仍其ノ効力ヲ有ス

附則

本法ハ明治四十年一月一日ヨリ之ヲ施行シ明治四十四年  
 十二月三十一日迄其ノ効力ヲ有スルモノトス

右有効期限ハ其後ニ回延期セラレ  
 大正十年法律第三号發布に依リ消  
 滅した

(百餘)

臺灣ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律(官報三月廿日)

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル臺灣ニ施行スヘキ法令ニ関スル法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正十年三月十四日

内閣總理大臣 原 敬

法律第三號

第一條 法律ノ全部又ハ一部ヲ臺灣ニ施行スルヲ要スル

モノハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テ官廳又ハ公署ノ職權法律上ノ期間其  
他ノ事項ニ関シ臺灣特殊ノ事情ニ因リ特例ヲ設クル  
必要アルモノニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ為スコトヲ得

30 第二條 臺灣ニ於テ法律ヲ要スル事項ニシテ施行スヘキ法律ナキモノ又ハ前條ノ規定ニ依リ難キモノニ関シテハ臺灣特殊ノ事情ニ因リ必要アル場合ニ限リ臺灣總督ノ命令ヲ以テ之ヲ規定スルコトヲ得

第三條 前條ノ命令ハ主務大臣ヲ經テ勅裁ヲ請フヘシ

第四條 臨時緊急ヲ要スル場合ニ於テ臺灣總督ハ前條ノ

規定ニ依ラス直ニ第二條ノ命令ヲ發スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ發シタル命令ハ公布後直ニ勅裁ヲ請

フヘシ勅裁ヲ得サルトキハ臺灣總督ハ直ニ其ノ命令ノ將來ニ向テ效力ナキコトヲ公布スヘシ

第五條 本法ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ハ臺灣ニ行ハルル法律及勅令ニ違反スルコトヲ得ス

附則

本法ハ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治二十九年法律第六十三號又ハ明治三十九年法律第

三十一號ニ依リ臺灣總督ノ發シタル命令ニシテ本法施行

ノ際現ニ效力ナ有スルモノニ付テハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依ル

一、...  
 二、...  
 三、...  
 四、...  
 五、...  
 六、...  
 七、...  
 八、...  
 九、...  
 十、...



群馬県立図書館



0706370-4